

- ・ 本意見書の記載は、身体障害者福祉法による指定医が記入したものに限りです。
- ・ 聴力の測定は、平成15年1月10日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(障発第110001号)の「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害者認定基準)について」に規定する純音オーディオメータ検査によります。